

令和7年10月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和7年度10月総会を日置市役所吹上支所2階大会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 44 号 農業振興地域整備計画変更審議について	( 9件)
議案第 45 号 農地法第3条許可申請書審議について	( 12件)
議案第 46 号 農地法第5条許可申請書審議について	( 2件)
議案第 47 号 非農地証明願出書審議について	( 2件)
議案第 48 号 農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	( 22件)

〈 出席委員 〉 ( 17人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	3 番 楠 真憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	6 番 久保 聖子
7 番 荒木 信之	8 番 銚之原 正美	9 番 黒葛 クルミ
	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
	14 番 今村 龍太郎	15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 ( 2人)

10 番 上原 孝一、 13 番 満尾 修一

〈 出席推進委員 〉 ( 13人)

	21 番 松崎 秀樹	22 番 下池 健悟	23 番 川畑 直樹
	25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文	27 番 池田 直人
28 番 櫛元 和則	29 番 濱崎 浩一	30 番 田中 博視	31 番 有馬 孝一
32 番 鶴田 浩志	33 番 田中 宏和	34 番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 ( 2人)

20 番 佐藤 洋三、 24 番 有村 昭郎

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島 春己	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	岩下 茜
農地調整係	石塚 健一		

( 開会 9時00分 )

- 会長 ただいまから、令和7年度10月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満しておりますので、総会は成立しております。  
なお、( 上原孝一委員、満尾修一委員 ) から欠席届が提出されています。  
また、農地利用最適化推進委員が13名出席しております。  
なお、( 佐藤洋三委員、有村昭郎委員 ) から欠席届が提出されています。  
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
- 会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、4番「重水賢治」委員と5番「山口義廣」委員を指名させていただきます。
- 会長 次に、日程第2、議案第44号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。  
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。宮脇誠委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 15番 [退 席]
- 会長 事務局の説明を求めます。
- 事務局 本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。  
また、すべての案件について、種別は農用地区域への編入であり、令和7年度から令和11年度までの第6期中山間地域等直接支払交付金事業等に伴うものとなります。  
それでは、3頁の番号7です。  
この案件につきましては、宮脇委員が当該集落協定の代表を務める関係上、議事への参与を制限いたします。  
番号7は、田が6筆、面積合計 4,710㎡です。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 9番 議案第44号の番号7について報告いたします。  
令和7年10月9日、私と副の上原委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。  
農用地区域への編入について、ほ場条件、土質、農地の広がりなど調査いたしましたが、特に問題は見当たりませんでした。  
総論としまして、変更相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。議案第44号の宮脇委員が関係する番号7の案件について、許可相当との報告をいただきました。  
何か質疑等ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ありませんので、議案第44号の宮脇委員が関係する番号7の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第44号の宮脇委員が関係する番号7の案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨答申します。  
宮脇委員に着席の連絡をしてください。
- 15番 [着 席]
- 会長 次に、議案第44号の議事参与制限以外の案件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁から3頁をご覧ください。8件です。  
番号1は、田が1筆、面積合計 1,625㎡です。  
番号2は、田が6筆、面積合計 2,148㎡です。  
番号3は、田が2筆、面積合計 4,812㎡です。  
番号4は、田が1筆、面積合計 82㎡です。  
番号5は、田が3筆、面積合計 1,281㎡です。  
番号6は、田が1筆、面積合計 127㎡です。  
番号8は、田が1筆、面積合計 1,240㎡です。  
番号9は、田が1筆、面積合計 191㎡です。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

4番 議案第44号の番号1について報告いたします。

令和7年10月10日、私と副の銚之原委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域への編入について、ほ場条件、土質、農地の広がりなど調査いたしましたが、特に問題は見当たりませんでした。

総論としまして、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第44号の番号2について報告いたします。

令和7年10月10日、私と副の銚之原委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域への編入について、ほ場条件、土質、農地の広がりなど調査いたしましたが、特に問題は見当たりませんでした。

総論としまして、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第44号の番号3について報告いたします。

令和7年10月10日、私と副の榎園委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域への編入について、ほ場条件、土質、農地の広がりなど調査いたしましたが、特に問題は見当たりませんでした。

総論としまして、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第44号の番号4について報告いたします。

令和7年10月10日、私と副の榎園委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域への編入について、ほ場条件、土質、農地の広がりなど調査いたしましたが、特に問題は見当たりませんでした。

総論としまして、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第44号の番号5について報告いたします。

令和7年10月10日、私と副の重水委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域への編入について、ほ場条件、土質、農地の広がりなど調査いたしましたが、特に問題は見当たりませんでした。

総論としまして、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第44号の番号6について報告いたします。

令和7年10月10日、私と副の重水委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域への編入について、ほ場条件、土質、農地の広がりなど調査いたしましたが、特に問題は見当たりませんでした。

総論としまして、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第44号の番号8について報告いたします。

令和7年10月9日、私と副の宮脇委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域への編入について、ほ場条件、土質、農地の広がりなど調査いたしましたが、特に問題は見当たりませんでした。

総論としまして、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第44号の番号9について報告いたします。

令和7年10月10日、私と副の南田委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域への編入について、ほ場条件、土質、農地の広がりなど調査いたしましたが、特に問題は見当たりませんでした。

総論としまして、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第44号の議事参与制限以外のすべての案件について、変更相当であるとの報告をいただきました。

何か質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第44号の議事参与制限以外のすべての案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第44号の議事参与制限以外のすべての案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨答申します。

会長 次に、日程第3、議案第45号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。重水賢治委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退席]

事務局の説明を求めます。

事務局 重水委員が関係する案件です。

19頁の番号5です。権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は48,039㎡、作物は果樹・野菜です。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

8番 議案第45号の番号5について報告いたします。

令和7年10月22日、私と副の松崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第45号の重水賢治委員が関係する番号5の案件について、

許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第45号の重水賢治委員が関係する番号5の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第45号の重水賢治委員が関係する番号5の案件について、許可することに決定しました。

重水委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着席]

会長 次に、議案第45号の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 19頁から21頁までの11件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,924㎡、作物は果樹です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,426㎡、作物は甘藷です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は30,160㎡、作物はお茶及び水稲です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は13,156㎡、作物は水稲及びそばです。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は9,362㎡、作物は水稲です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は9,769㎡、作物は水稲です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,314㎡、作物はいちごです。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は490㎡、作物は野菜です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は118,696㎡、作物はお茶及び水稲です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は43,548㎡、作物はお茶です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,895㎡、作物は水稲です。

以上、計11件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

22番 議案第45号の番号1について報告いたします。令和7年10月22日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

22番 議案第45号の番号2について報告いたします。

令和7年10月22日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第45号の番号3について報告いたします。

令和7年10月22日、私と副の川畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第45号の番号4について報告いたします。

令和7年10月22日、私と副の川畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中及び草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番

議案第45号の番号6について報告いたします。

令和7年10月22日、私と副の池田初男委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番

議案第45号の番号7について報告いたします。

令和7年10月22日、私と副の池田初男委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番

議案第45号の番号8について報告いたします。

令和7年10月22日、私と副の池田初男委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第45号の番号9について報告いたします。

令和7年10月24日、私と正の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番

議案第45号の番号10について報告いたします。

令和7年10月24日、私と副の山口委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番

議案第45号の番号11について報告いたします。

令和7年10月24日、私と副の有村委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番

議案第45号の番号12について報告いたします。

令和7年10月24日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。議案第45号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第45号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第45号の議事参与制限以外のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第46号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。  
会長 事務局の説明を求めます。  
事務局 資料の39頁をご覧ください。2件です。  
番号1の転用目的は、太陽光発電所、権利種別は地上権設定です。  
番号2の転用目的は、車両置場、権利種別は所有権移転です。  
以上、2件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。  
15番 議案第46号の番号1について、報告いたします。  
令和7年10月24日、私と正の満尾委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約3.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第46号の番号2について報告いたします。  
令和7年10月22日、私と副の今村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。  
議案第46号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。  
何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第46号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第46号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第47号「非農地証明願出書審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の43頁をご覧ください。2件です。  
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。  
番号1は、20年以上経過した宅地です。  
番号2は、法面等で農地として利用できない土地です。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願ひします。

12番 議案第47号の番号1について報告いたします。

令和7年10月22日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているのので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第47号の番号2について報告いたします。

令和7年10月24日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は3号の法面等で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第3号に該当しているのので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。議案第47号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第47号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案47号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第48号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。久保聖子委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

6番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 47頁の番号3です。貸借です。

この案件につきましては、借人が久保委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が879㎡、計879㎡、利用権設定数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第48号の久保聖子委員が関係する農地中間管理事業の番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第48号の久保聖子委員が関係する農地中間管理事業の番号3の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

久保委員に着席の連絡をしてください。

6番 [着席]

会長 次に、今村龍太郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

14番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 47頁の番号4及び番号5です。貸借です。

面積について、畑が2,673㎡、計2,673㎡、利用権設定数は2筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第48号の今村龍太郎委員が関係する農地中間管理事業の番号4及び番号5の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第48号の今村龍太郎委員が関係する農地中間管理事業の番号4及び番号5の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

今村委員に着席の連絡をしてください。

14番 [着席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 48頁の番号17です。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が946㎡、計946㎡、利用権設定数は1筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第48号の横山義晴委員が関係する農地中間管理事業の番号17の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第48号の横山義晴委員が関係する農地中間管理事業の番号17の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着席]

会長 次に、議案第48号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の47項から49頁です。貸借です。面積について、田が11,312㎡、畑が5,384㎡、計16,696㎡、利用権設定数は18筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第48号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第48号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

令和7年度10月総会を閉会します。

( 閉会 9時 55分 )

---

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会長 奥 和 俊

4番 重 水 賢 治

5番 山 口 義 廣

